2016

Teikyo School U.K.

学園生活に関する手引き

TEIKYO SCHOOL UK

Framewood Road, Wexham, Buckinghamshire SL2 4QS U.K.

TEL: 01753-663711 (事務局)/663712 (職員室)

FAX: 01753-663819

Direct call from Japan 03-4588-8405 (職員室)

Email: teikyo.school@teikyofoundation.com

URL: <http://www.teikyofoundation.com>

2016年4月改定

**目次** ページ

**Ⅰ: はじめに**

A. 学園生活の目的 4

B. 学園生活の理念 5

**Ⅱ: 校則**

A. 厳守事項 6

1. 生徒の心得 7

**Ⅲ: 学園生活**

1. 生徒会 9
2. 健康と安全 9
3. 施設使用規定 9
4. 食事 11
5. 煙草・飲酒・麻薬 11
6. 保健室 12
7. カウンセリング・ヘルプライン・チャイルドライン 12
8. 男女交際 12
9. 私物の管理 13
10. 物品売買 13
11. 破損 13
12. 服装 13
13. 生徒個人口座 13
14. 奨励 14
15. 注意・懲戒 14
16. 学校への要望（生徒・保護者） 16
17. 学園通信 17
18. 在留届、帰国・転出届　　　　　　　　　　　　　　　　　　 18
19. その他 18

**Ⅳ: 寮生活**

**A　寮則** 18

1. 寮生活の基本 18
2. 放課後の活動 20
3. 食事 20
4. 学習時間 20
5. 消灯後の学習 21
6. 早朝の学習 21
7. 自由時間 21
8. 点呼 22
9. 消灯 22
10. 外出 ・外泊（許可証）　　　　　　　　　　　　　　　　　　22
11. 自室鍵・ドア 25
12. お小遣い 25
13. 寮設備、施設利用 25
14. 各部屋 26
15. 試験前スケジュール 26
16. パソコンとインターネット 26
17. 電気製品 28
18. 洗濯・掃除 28
19. 寮行事 29
20. 電話 29
21. 火災時、火の取り扱い 30
22. 来校者 30
23. 補足 30

**B.健康管理** 31

**C.規則違反に対する懲戒** 31

1．外出禁止懲戒 32

2．TESCO外出禁止 32

3．その他の懲戒 32

4．遵守事項の違反について 32

**D.通学生用寮則** 33

1．寮生への電話 33

2．週末登校 33

3．18時以降の滞在 33

4．寮での宿泊 33

5．入寮希望 33

6．寮生の宿泊 34

**Ⅵ: 付録**

 各連絡先メールアドレス 34

**教育方針:**

**常に努力を怠らず、豊かな人間性と、人の痛みを分かちあう心情を涵養し、国際的視野に立つ知識を身につけた人間の育成を目指す。**

**Ⅰ: はじめに**

**A. 学園生活の目的**

　 学園では生徒がお互いを尊重し合い、広い視野、豊かな感性と柔軟な思考を持つ人

　 間を育成することを目指しています。

1. **自立を目指す。**

学習時間を始め、自分の時間やお金の管理、部屋の清掃、洗濯などを通して自己管理能力を身につけます。

1. **問題を客観的に捉え、創造的に解決できる力を育てる。**

団体生活の中で問題が発生した場合、みんなで力を合わせて解決策を提案するなどして問題解決の能力を身につけます。

1. **常に正直で誠実であることを目指す。**

自分自身に正直であるとともに、他人にも正直であることを目指します。

1. **異なる文化や思考への理解を深めるとともに、他人の仕事や経験、信念を尊重する。**

他人の信念が自分のものとは異なっていても、敬意を持って接することを学びます。団体生活を通して、寛容でバランスのとれた人間に成長することを目指します。

1. **問題解決において、他人の意見を尊重し、誠意と公正さを持つことを促す。**

個人や集団生活の問題点を真摯に、そして公正さと誠実さをもって解決することを目指します。

1. **芸術への理解と取り組みを促進する。**

文化的に豊かなロンドンやロンドン近郊への週末外出や様々な活動を通して、芸術や文化の理解を深めます。

1. **さまざまなスポーツ体験を通して、運動の楽しさを学ぶ。**

体育の時間やクラブ活動を通して、体を動かす機会を多く与えることを目指します。

また、スポーツをするのに必要な技能を学びます。

**8．自己表現することだけでなく、他人の表現に対しても思いやりのある対応が出来る**

 **人間づくりを目指す。**

生徒会活動や文化祭などの学校行事を通して、みんなで努力し、各自が自信をもって行動し視野を広げることを目指します。

**9. 自分、他人、学校の物を問わず、すべての物を大切にする。**

校舎、校具や他人の物は自分の物のように大切に扱うことを心がけるように学びます。

**10. 社会性を持ち精神的な成長を促す。**

共同生活や、職場体験、ボランティアを通して社会性を身につけ、精神的な成長を目指します。

**11. 健康的な生活を促す。**

授業や寮生活を通して、栄養、運動、休息、ストレス、喫煙と薬物乱用の危険性などが健康的な生活に関連していることを学びます。また、健康問題や衛生に関しては、家庭科や保健の授業からも学びます。

**12. 集団の中の一員として役割を果たす。**

生徒一人ひとりが、学校の一員として役割を果たすことの大切さを、各委員会活動や日々の生活を通して学びます。また、チャリティ活動などを通して地域活動にも参加します。

**13. 国際社会の一員としての役割を果たす**

文化祭やJapanese Dayなどを通して、国際理解の促進を目指します。

**B. 学園生活の理念**

　テクノロジーの発達によって多様化、縮小化した現代の社会において、家族と離れて

　暮らす生徒のために、快適で安全な環境の提供に努めています。また、これからの国

　際社会の重要な一員としての責任を果たすことを指導しています。

　寮生活における自習時間、放課後の活動、自由時間は本校の教育方針が最大限に生か

　されている場です。寮は学校でありながら、生徒の「家」であり、寮監長は「親代わ

　り」の役割も果たします。保護者と一緒に協力して、生徒一人一人の勉強面、身体面、

　精神面の成長をサポートするために努力しています。また、寮では以下の方針を採っ

　ています。

1. 本校の教育方針を重視する。
2. 個人の自由というのは、個人の責任でもあることを指導する。
3. 生徒一人一人の可能性を最大限に引き出すことを目指す。
4. 保護者とのコミュニケーションを大切にする。
5. 生徒の可能性を最大限に引き出すよう教師も努める。

**Ⅱ: 校則**

生徒は以下の心得、厳守事項を必ず読んで理解して下さい。規則違反を行った場合には「懲戒」の対象となります。詳細については、Ⅲ章の「懲戒」を参照して下さい。

**A. 厳守事項**

1. アルコール・煙草・麻薬

1. 飲酒及び、酒類の所持は禁止する。
2. 喫煙用具の所持及び、喫煙は禁止する（電子煙草も禁止）。
3. 麻薬の使用・所持は厳禁する。

2. 不正行為

生徒は常に正直で誠実を旨とし、法律に違反する行為を行ってはならない。

1. 男女交際
	1. 学生らしい交際をする。
	2. 学生としての品位を損なわず、節度を保つものとする。
	3. 男子の女子寮への立ち入り及び、女子の男子寮への立ち入りは厳禁とする。
2. 器物破損
	1. 校舎や、校具は大切に取り扱う。
	2. 消火器は非常時以外、決して触らない。また火災報知機を取り外したり、感知機にカバーをする等の細工をしない。これらの違法行為に対しては、即刻学園退去処分の対象となる。
3. 暴力行為

いかなる場合においても、暴力行為は厳禁である。

1. いじめ行為

いかなる場合においても、いじめ行為は認めない。

いじめとは、「精神的又は身体的に、個人やグループで直接、間接的に故意に傷つける行為」であり、具体的には以下の行為などを指す。

* + 1. 言葉によるいじめ – 罵倒、脅迫、中傷、攻撃的な発言など。
		2. 身体的ないじめ – 殴る、蹴る、故意に押す、物を取り上げるなど。
		3. 間接的ないじめ – 噂を流す、仲間はずれにする、悪意のあるメッセージを送りつけるなど。
		4. サイバー（仮想空間）によるいじめ – 電話、携帯や電子メールを介する間接的ないじめ。
1. 危険物の所持

危険なもの（刀剣類・爆竹など）はいかなる場所でも所持してはならない。

**B. 生徒の心得**

* 常に思いやりの心を持ち、他人への心情を傷つける言動は慎む。
* いつも努力を怠らず、心身ともに鍛える。
* 各自が自分の行動に責任を持ち、充分に考えてから行動する。
* 校内外においては、礼儀を正しくし、お互いに挨拶を心掛ける。

1. 学習

 生徒は授業に出席し、真剣に学習に取り組み、学力の充実と向上をはかる。

1. 遅刻をしない。
2. 予習・復習を心掛ける。
3. 学習道具を整え、宿題をしてくる。
4. 授業中のガム禁止。また、音楽等を聞きながらの授業参加を禁止する。
5. 教室の美化（落書き禁止）・整理・整頓に努める。なお、教室内での飲食を禁止する。
6. 他生徒の勉学の妨げになる行為、士気を下げる行為は慎む。
7. 授業時間中は革靴を着用すること。**スリッパ・サンダル・下駄等**は禁止する。
8. 携帯電話・スマートフォンの所持は認めるが、授業中は電源を切り、かばんに入れる。食堂内着席時の使用も認めない。

2. 所持品

1. 自分の持ち物には必ず自分の名前を明記する。
2. 不必要な金銭、貴重品、クレジットカード、デビットカードなどは所持しない。
3. 金銭、物品の貸借は禁止する。

3. 制服一般

 下記の服装を通学・授業時の「制服」とする。

1. 男子 – 濃紺無地の上下スーツ
2. 女子 – 濃紺無地のブレザー、膝丈スカート (濃紺かタータンチェック) 又は、濃紺ズボン
3. ネクタイは学校指定のものを着用。入学式当日に販売します。
4. Ｙシャツ、ブラウスは白のみ（Yシャツの下は白）
5. セーターは無地の濃紺か黒のみ
6. 靴は黒の革靴のみ
7. 靴下は男女とも無地の濃紺、黒か白のみ
8. ベルトは黒のみ

その他:

1. シャツは必ずズボン・スカートの中に入れること。
2. ベルトは学生としてふさわしいものを使用し、大きなバックルがついているベルトは禁止する。華美なアクセサリーは禁止する。
3. ピアスは授業開始から終了(アクティビティを含む)まで着用を禁止する。
4. 毛染、パーマと化粧は禁止する。
5. 体育の時間にアクセサリー類は全て外す。

4. 職員室の出入り

1. 職員室には、職員不在の場合は入室しない。
2. 定期試験前後「１週間」は入室を禁止する。またコピー機使用も同様とする。

**Ⅲ: 学園生活**

**1. 生徒会**

より充実した学校生活にするため、選挙で選ばれた生徒会役員５名は、週１回会議を行い、生徒の要望や問題あるいは、生徒企画によるパーティなどについて話し合いをします。さらに学校に要望があれば、生徒総会を開き生徒の意見をまとめ学校に提出します。学校はそれらを検討して返事をします。

**2. 健康と安全**

学園内にはみんなの健康と安全を守るために環境整備に努めています。校地内の車両制限速度を設けたり、標識を掲示したり、設備等の定期点検など環境整備に努めています。以下の規則は必ず守って下さい。

* 学園内でのマッチ・ライター・ろうそく・線香などによる火の取り扱いは、火災防止のため一切禁止する。
* 球技は指定された場所 (体育館・運動場・テニスコート) でのみ行う。
* 自転車、スケートボードやローラーブレードは禁止する。
* 学園内でのペットの飼育は禁止する。
* 午後９時以降のフリータイムは指定された場所で過ごす。
* 午後１０時（１０時半、金・土曜日）以降寮から出ない。
* 自室のドアに物を挟むなどをして開けたままにしない。
* 学園内の池や溝に近づく時には注意する。
* 学園内には警備員が毎晩２３時までおり、各所に監視カメラを設置しています。

火災があった場合：

* 火災を発見した人は、ためらうことなく最寄の火災警報器を鳴らす。
* 火災警報が聞こえたら、静かに一列で建物から出てし、避難場所に行く。
* パニックを防ぐために走ることは禁止する。
* 階段は一列で降りる。
* 指示がない限り、建物に戻らない。

**3. 施設使用規定**

**体育館**

（１）使用規約

　・体育館内での飲食は禁止とする。

　・体育館に入館する際は体育館履きに履き替えること。土足での入館は禁止とする。

　・使用した用具は必ず元の場所に片付けること。

　・下記に示す使用可能時間以外でも、他利用者の予約等がない場合は使用できる。

（２）生徒使用可能時間

　　　　　　月・火・木　　１６：００～１８：００、２１：００～２２：００

　　　　　　水　　　　　　１５：００～１７：００、２１：００～２２：００

　　　　　　金　　　　　　１６：００～２２：３０

　　　　　　土 　　　１５：００～２２：３０

　　　　　　日　　　　　　１５：００～１８：００、２１：００～２２：００

**トレーニングルーム**

（１）使用規約

* 生徒がトレーニングルームを使用する際は必ずスタッフが付き添わなければならない。
* 使用する前に必ず使用に関してのレクチャーを受けること。

（レクチャーを受けた生徒は名前を記録し、確認できるようにしておく）

* 室内での飲食は禁止する。
* 室内での使用は、安全上の問題により、10名までとする。
* トレーニング器具等、備品を破損してしまった場合は速やかに申し出ること。
* 下記に示す使用可能時間以外でも、他の利用者がない場合は使用できる。
* ベンチプレス（別室）を使用する場合は、必ず３名以上で行うこと。

（２）生徒使用可能時間

　　　　　　日～金　　２１：００～２２：００

　　　　　　土　　　　１９：００～２０：３０

**プール**

（１）生徒使用可能時間

　　指定された曜日　　２１：００～２２：００

（２）使用規約

* ライフガードがいる時以外は利用できない。
* 靴脱ぎ場より先の土足を禁止する。
* プール内での飲食は禁止する。
* プール内での撮影は禁止する。
* 飛び込みなど禁止されている行為は行わない。
* 異性同士でサウナに入ってはならない。
* 皮膚病、感染症等、他の使用者に感染する恐れのある病気がある場合は使用できない。

**ＰＣルーム**

（１）使用規定

* PCルームは飲食禁止である．
* コンピュータはシャットダウンをせずに、ログオフをすること。
* PCルーム使用に関しては、インターネット回線利用基本規約及び、インターネット使用細則に準じて利用することが出来る。（情報管理に関することを参照）
* 規則が破られた場合、至急PCルームの使用を停止する。もし違反者が特定された場合は、使用不可となる。そして、その他の生徒の使用を再開する。しかし、違反者が名乗り出ずに特定不可能の場合は連帯責任として使用再開をしない。その後も、違反者が名乗り出る、もしくは見つかる迄は全てのインターネットの使用を中断する。

（２）生徒使用可能時間

　（平日）

　・放課後 １６：００～１８：００

　・定期考査１週間前から定期考査日前日まで １６：００～１７：００

　・定期考査中 １３：３０～１５：３０

　（休日）

　・通常土曜日、日曜日 １６：００～１８：００

　・定期考査前、及び期間中の土曜日、日曜日 １３：００～１５：３０

**4. 食事**

食事は学校の食堂で取ります。宗教や健康上の理由で特別な食事が必要な時には、先生に申し出ることが出来ます。食事中の携帯電話やゲーム機等の使用、帽子着用（フード等も含む）、ヘッドフォンなどで音楽を聴くことは禁止します。昼食は、通学生も寮生と一緒に取ります。食事中のマナーには十分配慮してください。

**5. 煙草・飲酒・麻薬**

学園では寮生・通学生共に、喫煙・喫煙用具（電子煙草を含む）の所持、飲酒・酒類の所持、麻薬の使用・所持は厳禁とします。厳守事項にあるように、よく心に留めて生活をして下さい。

生徒は学園内外及び国内外を問わず喫煙を禁止します。また、校外学習（旅行、週末外出を含む）でのアルコール・麻薬の所持、売買、飲酒、使用も厳禁とします。規則を守れない生徒は「懲戒」の対象となります。

**6. 保健室**

保健室は職員室の裏側にある細い路地を入り、ドアを開けた右手にあります。体調不良の時、怪我をした時、そして相談事がある時、気軽に利用して下さい。しかし、授業がある時には急な場合を除き、休憩時間または放課後に来室して下さい。

**7.カウンセリング・ヘルプライン ・チャイルドライン**

心配事や悩み事がある時には、気軽に教職員に相談して下さい。学園では、生徒達への精神的なサポートを充実させるとともに、思春期にある生徒達の心理的な成長の手助けを目的として、臨床心理士の資格を持つ日本人カウンセラーが週に1度来校します。相談内容は口外されることはありませんが、内容が深刻であり、生徒の安全に関わる場合などは当事者生徒に伝えた上で、カウンセラーの判断により学園関係者および保護者にその内容が伝えられる場合があります。生徒自身のプライバシーを保護するため、学園側およびカウンセラーは保護者からの質問に答えることはできません。利用方法などの詳細は、相談室のパンフレットがありますので、参照して下さい。

また、誰にも相談できないことがある時には、外部の第三者へ電話相談をする事もできます。日本語が利用できるヘルプライン（07933486190）と英語で利用できるチャイルドライン（08001111）があります。

**8.男女交際**

男女交際においては学生としての品位を損なわず、節度を保ち、責任のある行動を取る必要があります。基本的に、手をつなぐことは許されていますが、それ以上の愛情表現は禁止しています。誤解を避けるために、男女一組　カップルは、指定された場所（ラウンジ、食堂、中庭）以外で会ってはいけません。また、週末に男女１組で外出は出来ません。規則違反の場合は「懲戒」となります。

**9. 私物の管理**

学期中の私物の管理は生徒個人の責任で、学校の責任ではありません。私物の盗難・紛失保険をかけることをお勧めします。

すべての寮室のドアは鍵をかけることができ、部屋には「金庫」が設置されています。部屋を出る際は必ず鍵をかけ、貴重品は金庫に入れて管理して下さい。また、貴重品は学校の事務室でも管理できます。薬類は必ず養護教諭に届け出て預かってもらうか、自室では金庫にいれて下さい。持ち物には必ず名前を書いて、私物や金銭の貸し借りは禁止します。

なお、玄関、廊下等公共の場所では、個人の靴、サンダル等の私物を放置せず、各自がきちんと部屋に保管してください。

**10. 物品売買**

生徒間での物品売買は、物・価格を問わず禁止しています。

**11. 破損**

校舎や公共物は大切に取り扱うことを心掛けて下さい。寮の入室の際、破損している物があれば、すぐに届け出て下さい。届け出のない破損物に関しては、生徒個人の責任として補修費用などを負担することになります。寮内で誰が破損したかわからない場合は、その階の全員で、あるいは破損部分によっては寮生全員で負担することになります。

**12. 服装**

授業時間中は学校の規則に定められた制服を着用します。週末や夜は私服を着用できます。いつも学生らしい格好をし、清潔な服装を心掛けて下さい。適切でないと判断された服の着用は禁止します。同様に、髪型も学生らしく、男子生徒は、髭を剃って下さい。毛染・パーマ・化粧は禁止します。

**13. 生徒個人口座**

生徒は全員個人口座を「ナショナル・ウエストミンスターバンク (NatWest)」に開設します。生徒個人口座からは、以下の費用が引き落とされます。

1. 教材費、学習活動にかかる諸費用
2. 研修旅行や遠足等の校外活動にかかる諸費用
3. 各種アクティビティーやホームステイ等、個人負担による各種の活動費用
4. 医療保険代に関する費用 (希望者のみ)
5. 毎週の小遣い (寮生のみ)
6. その他、臨時に発生する費用

生徒個人口座は、生徒のものです。各自が責任をもって管理して下さい。学校が引き落とす費用も含め、引き落としにはすべて生徒本人の署名による承諾が必要です。学校が生徒の承諾なしに引き落とすことはありません。生徒は事務を通して口座の残高を確認できます。また、口座残高が少なくなったら、事務から保護者に連絡します。銀行の口座明細（英文）は毎学期通知表と一緒にご家庭にお送りします。旅行代金や、ホームステイなど多額な金額を要する場合は、事前にご家庭にお知らせしますので、必要金額を送金して下さい。

**尚、この生徒個人口座は学校口座とは異なります。授業料・寮費等は必ず学校口座に送金して下さい。**

**14. 奨励**

本学園の校則は良い行動を促し、自己を律することが出来る生徒を育てるのが目標です。したがって、褒めることが大切だと考えます。教員は生徒に努力をするように励ましたり、達成した時は褒めたり、表彰したりしています。この方針は授業だけでなく、課外活動や寮生活などにも適用されます。また、通知表には生徒の成績だけでなく、生活態度についても記入します。

学園のお知らせやその他のニュース（英検合格者など）は、学園のウエブサイトに定期的に載せており、保護者・生徒・教員すべてが学園のウエブサイトにアクセスでき、ご覧になれます。毎月20日に発行される学園通信には生徒の活動の様子や報告が掲載されます。その他にも、始業式・終業式には校長から賞状などが授与されます。体育祭や文化祭といった行事にも校長から功績があった生徒は発表されます。また、卒業式では各分野で活躍した賞や、音楽・スポーツ賞といった様々な賞が与えられ、生徒の努力と成果が表彰されます。

それ以外にも、功績の大小を問わず、良い行動や成績が上がった生徒には授業・ホームルーム・寮内で日々報告されます。

**15. 注意・懲戒**

本校では勉学がしやすい環境作りの維持を目指しています。そのため、各種違反行為、他の生徒の勉学の妨げになる行為、士気を下げる行為をした場合、レベル１，２の担任・生徒指導課からの注意、レベル３～６の深刻な違反行為があった場合は懲戒処分を下す権限が学校長にあります。違反の内容、回数によって「訓告」、「停学」、「退学」などの対象となります。停学・退学の際、授業料、寮費を含めての返金は致しません。

学園の懲戒処分には一貫性があり、かつ公平で、また校則違反の重要性に応じて適切であることを目指しています。したがって、処分に明確な段階があると考えています。

**レベル 1 – 軽注意**

軽違反行為には遅刻や、授業中の軽々しい発言、提出物の未提出、役割の不実行など含まれ、主に担当の教員によって注意がされます。生徒は自分の行いについて、次はどのようにすれば良いか認識することが出来ます。軽注意の目的は自分が取った行動への理解と反省を促すことです。

**レベル 2 – 重注意**

軽違反よりやや深刻な場合（不適切な男女交際など）もしくは、レベル1の違反が繰り返し行われた場合、レベル2に進行します。担当の教員もしくは、教頭が厳しく注意し、場合によっては外出禁止になります。この段階に達した場合、学校は保護者に連絡します。

**レベル 3 – 訓告**

深刻な違反行為があった場合、もしくは、レベル2の違反が繰り返し行われた場合、レベル3に進行します。この段階では日常生活での自由が一部規制され（外出禁止など）奉仕活動が言い渡されることがあります。生徒は反省文を書くこととなり、再度違反行為があった場合には謹慎（学内停学処分）になることが言い渡されます。校罰内容は懲戒記録に残され、保護者に連絡します。

**レベル 4 – 謹慎（学内停学）**

深刻な違反行為（いじめ行為、飲酒、喫煙行為、キス、抱擁等の不適切な行為、指定場所以外での会うことなど）があった場合や、授業・生活態度が改善されなかった場合は一定の期間（たいてい１～２週間）の停学処分中の謹慎処分となり、原則として寮生活を続けることができますが、日常生活での自由が規制されます。謹慎処分中は、通常の登校はできず、試験や授業などを受けることはできませんが、生徒は反省文を書くこととなり、違反行為に関係した課題が出されます。場合によっては、態度改善のための同意書の署名を要求します。再度の違反行為があった場合、無期停学処分となることを言い渡し、校罰内容は懲戒記録に残され、保護者に連絡します。学籍簿には記載されませんが欠席になります。

**レベル 5 – 停学**

停学処分には、無期(期間の定めがないもの)と有期(期間の定めがあるもの)とがあります。停学処分中は、自宅停学となり、登校することができず、試験や授業等を受けることはできません。またその期間中は原則として寮生活をすることもできません。

有期の停学処分の場合は、期間満了とともに終了しますが、無期の停学処分は校長においてその解除ができるかどうかを諸般の事情を考慮して判断することとなります。

深刻な違反行為があった場合や、以前の指導の改善がなかった場合は停学処分となります。これは懲戒の中でも三番目に重い処分であると生徒に説明し、校罰内容は懲戒記録に残され、保護者に連絡します。停学処分が何度かあった場合、退学になることもあります。（学籍簿に記載されます。）

深刻な違反行為の場合は、レベル１～４の段階を踏まえることなく、停学処分となることもあります。

**レベル 6 – 懲戒退学**

「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」、「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」、「正当な理由がなくて出席常でない者」、「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」など、より深刻な違反行為や違法行為があった場合や、再度の指導にも関わらず改善が見られない場合には退学処分となります。

なお、退学処分に該当する事由が認められる場合には、生徒及び保護者との面談等を行い、事案によっては、自主退学を勧める場合があります。自主退学の場合は、転校手続に協力をすることと致します。

生徒指導問題に対しての懲戒処分は以上の規定によって決定致しますが、必ずしもこの表記通りではなく、状況によって懲戒内容が重いものになる場合もあります。

また、状況により寮の部屋や教室棟にあるロッカーを点検することがあります。

生徒は学園外の活動にも責任をもって行動する必要があります。私たちのほとんどは、イギリスでは外国人です。公共の場でマナー違反をしたり、問題行動を行った場合、生徒自身、もしくは学校のみならず外国人コミュニティー全般に不評をもたらすことにもつながります。そのことを認識する必要があります。学校や外国人コミュニティーの評判を傷つける行動を取った場合、懲戒処分を検討します。

**16. 学校への要望**

学園生活のより充実を目指すために、これからも生徒の皆さんの良い意見やアイデアを積極的に取り入れていきたいと思います。そのために、下記のように要望や苦情の制度があります。

１．生徒会へ

学園生活全体の要望は、生徒会を通して話し合いをして下さい。生徒総会ではより良い環境・充実した学園生活を目指して積極的に意見を述べ、解決出来るように努力して下さい。

２．先生へ

生徒総会やクラスでは話し合うことが出来ない個人的な意見があれば、まず先生に相談

して下さい。生徒の意見や悩みを適切な方法で検討し、一緒に解決していけるよう返答をします。

３．投書箱へ

先生や友達に直接話をする事が出来ない悩みや心配がある時は、職員室の生徒出入り口の外に設置されている投書箱にメモを入れるか、ヘルプラインに電話をして下さい。これは記名でも無記名でも構いませんが、記入をした方が解決するのが容易になることがあります。特定の先生に読んでほしいときには、封筒に入れて先生の名前を書いて下さい。また、12ページに記載したヘルプラインも利用することができます。

４．校長へ

苦情の場合は、まず校長に申し出て下さい。既定の用紙を校長からもらい記入して下さい。校長が直接話を聞いて検討し、返答をします。

５．保護者からの要望

本校では生徒をサポートするために、保護者と教員の間で定期的に連絡を取っています。もし、苦情や要望があった場合には学校の手順に従って取り扱います。まずは「保護者要望書」に必要事項を記入して、校長又は教頭にメールかファックス(+44-1753-663-819)で送信して下さい。苦情が解決されないと判断されたとき、あるいは校長への苦情がある場合には、苦情委員会（Complains Panel c/o Teikyo Foundation, Framewood Road, Wexham, Bucks SL2 4QS）宛てに書状をお出しください。

**17. 学園通信**

毎月20日頃に学園通信を学園ホームページ内「在校生ファイル」にて発行しております。「在校生ファイル」へのアクセスには、ユーザー名「teikyo」とパスワード「internal」をいれていただく必要があります。

学園通信ではその月の生徒の様子がご覧いただけます。また重要な連絡事項も入っていますので、必ず御一読下さい。

（学園ホームページアドレス　　[www.teikyofoundation.com](http://www.teikyofoundation.com)）

**18．在留届、帰国・転出届**

在留届及び、帰国・転出届を在英日本大使館へ届けます。

通学生は保護者が行い、寮生は学園でオンラインにて届けます。卒業後は、各自で必ず帰国・転出届をオンラインにて提出して下さい。

**19. その他**

保護者の住所、電話番号、メールアドレスなどの連絡先に変更がある場合は、速やかに学園へお知らせ下さい。

**Ⅳ　寮生活**

**A.　寮則**

**1.　寮生活の基本**

（寮生活の基本的精神）

寮生活においては、協調性と自主性が求められ、生徒と寮監との相互協力と理解が必要とされる。

（生徒心得）

寮生は以下の心得を必ず守らなければならない。

1）プライバシーを尊重する為に無断で許可なく他人の部屋に入ってはならない。 又、騒ぐ等の他人へ迷惑になる行動は慎む。

2）部屋は常に整理・整頓を心がける。

3）学習時間を十分に生かして、学力をつけるよう努力しなければならない。

4）学校での生徒心得や校則は全て寮生活全般に適用される。

（寮委員会）

1）男子寮及び女子寮は代表委員を選び、寮生活の向上を目指して週1回話し合いを行う。

2）代表委員の選出方法は各寮が定めるものとする。

**2.　放課後の活動**

1）放課後にはスポーツ及び文化活動に参加できる。

2）月曜日、火曜日、木曜日のアクティビティー時間16時から17時30分は寮生全員必修参加とし、部屋で休むことは禁止とする。以下がアクティビティー内容となり、いず　　　　　　　　　　　　　かに参加すること。

・部活動、同好会

・教室棟における自主的な学習

・授業担当教諭による補習

・パソコン室でのパソコンを利用した活動

3）上記以外のアクティビティーについても十分な数の希望者がいる場合には担任に相談すること。その後、教職員で検討する。

4）同好会を新たに作る場合、部活動、同好会申請用紙を担任に提出すること。

**3.　食事**

1）食事時間は朝食7時30分（休日8時）、昼食12時20分（休日12時）、夕食18時とする。

2）授業や学校行事がある日の朝食と昼食、その前日の夕食の食事は必ず取る（学校行事の影響などでとらなくて良い日は教員から連絡がいく）。

3）朝食は7時40分までに食堂に来ること。遅刻、正当な理由がなく欠食した場合は統計表に×がつく。

4）食欲がなくても3食食堂内で食べること。

5）食事の際は、携帯電話の使用、帽子（フード等も）を被ったり、ヘッドフォンなどで音楽を聴くこと等の食事作法に反することは禁止とする。

6）食堂の食事及び食器を食堂外へ持ち出すことは禁止とする。但し、飲み物は持ち出し可能。

7）寮監の許可を得て土曜日、日曜日に自費で宅配ピザを注文することができる。ピザを注文する際は申請用紙を寮監からもらって記入する。

8）寮企画でピザパーティーなどの食事会をする場合は事前に食堂の食事をキャンセルしに学校から食事代をもらえる。その予算は一人￡5までとし、過剰分は寮生自ら支払う。ただし、学期に一回とする。

**4.　学習時間**

1）授業や学校行事がある日の前夜は19時から21時までは自室で机に向かって静かに学習する。（読書は可、雑誌漫画は不可）

2）質問や教科書の貸し借り等でも許可なく部屋を出ないこと。（許可なく部屋を出た場合は×になる）

3）水（ジュースなどを含む）を取りに行く場合のみ、室外に出て取りに行ける。

4）学習時間中に音楽を聴くことは許可されているが、ヘッドフォンを使用する、もしくは低音量で聞くこと。

5）学習時間中にお菓子などを食べることは許可しているが、カップラーメン等、食事をとることは禁止とする。

6）学習時間中の携帯電話、パソコンの使用は禁止

7）勉強のためパソコンを使用する場合は寮監長にパソコン使用許可願にサインをしてもらい、自室入口に貼り付け使用すること。

8）学習時間中に観戦したいスポーツ放映等があった場合、前日までに寮監長へ申請書を提出すれば観戦できる。その場合は18時30分から学習時間を始め、観戦開始時間まで学習しなければならない。但し、観戦希望者の聞き取りを寮生全員に行うこと。番組内容によっては教職員で協議し、見られないこともある。

**5.　消灯後の学習**

1）点呼後も、更に学習を希望する生徒は、寮監の許可を得て22時から23時まで（祝休日の前夜は22時30分から23時30分まで）学習した者に限り24時迄行うことが出来る。

2）必ず学習時間の規則を守ること。その時間中の入浴も禁止とする。

3）翌朝の朝食に遅刻、欠食の場合は次の定期考査まで消灯後の学習を禁止する。

**6.　早朝の学習**

1）寮生が早朝の学習を希望する場合、4時以降の起床に限り許可する。

2）夜から朝の7時までの間は、スタディータイムの規則を順守すること。入浴も禁止とする。

3）部活動などで早朝練習を行う場合は6時30分からとし、前日までに寮監に届け出ること。

**7.　自由時間**

1）日曜日から木曜日までは21時から22時、金曜日・土曜日は19時から22時30分。

2）許可されている場所は寮内以外に食堂、シアター棟、ラウンジ、体育館、職員室

またサマータイム（日が長い期間のみ）はグラウンド、テニスコートも含む。

3）暗く人気のない所、許可されていない場所には行かない。

4）男女一人ずつの場合はラウンジ、ラウンジ前中庭、食堂、食堂前、職員室のみ許可する。

5）自由時間終了の５分前には必ず帰寮すること。ただし、プール開放がある日は22時10分までに帰寮すること。

**8.　点呼**

1）日曜日から木曜日までは男子22時50分、女子22時、金曜日・土曜日は男子23時20分、女子22時30分に各寮で点呼を行う。

2）男子寮は一人ずつ廊下で呼名して点呼を行う。

3）女子寮は各部屋を一つずつ回り、点呼を行う。

4）男子は点呼後の部屋移動、階移動は禁止とする。女子は消灯時に各部屋に戻ることとする。

5）男子寮は帰寮時間を日曜日から木曜日は22時、金曜日、土曜日を22時30分とする。その際に寮監が各階の見回りを行う。女子寮は22時とする。

**9.　消灯**

1）日曜日から木曜日までは23時、金曜日・土曜日は23時30分とする。

2）廊下、踊り場、洗濯室等（女子寮は玄関も）全ての電気を消す。

3）消灯後の部屋移動や自室からの外出は禁止する。ただし、給水機に水を汲みに行くなど特別な理由がある場合はその限りではない。

4）消灯後は自室の全ての電気を消灯する。

**10.　外出**

1）教員が付き添わない場合もあることを保護者は理解した上で「入学案内資料」の「外出時に於ける誓約書」に同意をし、外出が可能となる。

2）学校行事に差し支えがなく、校則違反の懲戒を受けていなければ、生徒たちは教育的立場から英国の文化、社会を知る為に土・日曜日あるいは指定された日に複数単位で外出をすることが出来る。

3）単独行動、男女1人ずつでの行動は禁止とする。ただし、正当な理由があれば特例として単独での外出を認める（塾などの習い事）。

4）外出時は非常時の連絡用として携帯電話を持参する（通話可能なように充電しておく）。

5）外出時は必ず部屋の鍵を職員室に預けること。

6）外出時に起こり得る危険に注意し、学校外ではより一層責任を持った行動をすること。

**（a）週末外出**

1）外出する生徒は全員が必ず外出時及び帰寮時に、職員室にて管理している外出届に必要事項（具体的に訪問先を明記する事）を生徒本人が記入し、日直の許可をもらわなければならない。

2）外出可能時間は土曜日・日曜日9時から18時、日照時間が長い期間は土曜日のみ20時まで外出可能。9時前の外出は前日に寮監長に申し出ない限り許可しない。

3）帰寮時間が遅れた場合は外出禁止等の懲戒の対象となる。

4）1年生のみの外出については、1学期中はスラウ(Slough)までとする。2、3年生が同行する場合はロンドンまでの外出を許可する。但し特別な理由により外出する際は寮監の許可を得る。

5）試験一週間前の週末は12時から16時までスラウ(Slough)まで外出可能。

6）タクシーが必要な場合は学校と契約のある会社（New Sovereign Cars：01753 774774）

　の利用を薦める。

**（b）TESCOバス**

1）金曜日の夜に学園からスラウにあるTESCOへ行くバスが2便出て、希望者はバスに乗りTESCOで買い物ができる。

2）バスは定員各16名となっており、第1便（19時発）は女子9名・男子7名、第2便（20時30分発）は男子16名とする。女子は安全面を考慮し、第1便のバスに乗ること。

3）男女ともA・Bグループに振り分けられ（TESCOバス表参照）、必ず1週間ごとに交

　代でバスを利用できる。

4）各週の該当生徒でTESCOバス利用を希望する者は18時までに職員室のTESCOバス希望表に記名すること。18時の時点で空席がある場合は夕食時にもう片方のグループ生徒から希望者を募り、×が少ない生徒を優先にあとはジャンケンで決める。

5）試験1週間前及び試験期間中はTESCOバスをなしとする。

**（c）週末の外泊**

1）週末に外泊を希望する生徒は、保護者及び宿泊先からの許可願いを木曜日16時までに各寮監長に提出すること。この手続きに従わなかった場合、外泊許可はしない。

2）土曜日に帰寮する場合、保護者が同伴であれば22時30分までに、保護者が同伴でなければ通常の帰寮時間に帰寮すること。日曜日に帰寮する場合は保護者が同伴する場合でも18時までに帰寮すること。ただし保護者が同伴の場合で飛行機など交通手段の事情によりどうしても18時をすぎる場合は、事前に申し出ている限り許可をする。

（d）平日の外出

1）学習に支障がないものに限り、職員会議で協議し許可が出れば平日も校外活動や個人レッスンのため外出することができる。

2）病院に行くなど特別に外出が必要な場合は、寮監の許可を取り、外出する。

3）平日は18時前に帰寮することを原則とする。

例：訪問先は具体的にに記載してください。

**11.　自室鍵・ドア**

1）部屋の鍵は朝のホームルーム時に担任に預け、8時30分より授業終了時まで寮内に戻ることはできない。これに反する者は懲戒を受ける。朝礼時に鍵を部屋に忘れた場合、ロックアウト用の×はつかず学校用の×がつく。

2）安全上の理由から、鍵を鍵穴に差し込んだ状態にしておかない。

3）鍵を紛失した場合、鍵代として￡20を支払い新しい鍵を各寮監長からもらう。

4）鍵に細工等をした場合、厳しい懲戒の対象となる。

5）自室から出る場合は必ずドアを閉めること。また、防火安全上のため換気時以外ドアは常時閉めること。

6）男子寮の部屋のドアはオートロックになっているので注意すること。鍵を室内に忘れ締め出された場合はロックアウト用の×がつく。

7）昼休みに忘れ物で部屋に戻る場合は鍵を教員から借りて10分以内に戻ってくること。

**12.　お小遣い**

1）お小遣いは生徒個人口座より引き出し、毎週寮監から現金にて手渡される。

2）日曜日の学習時間にお小遣い申請の聞き取り調査があり寮監が各部屋を回るので、その際希望金額を寮監に伝え、所定用紙に必要事項を記入する。

3）木曜日の学習時間にお小遣いの配布を行い、お小遣いを受領した際、生徒は所定の用紙にサインをする。

4）生徒個人が引き出せる上限金額は￡30までとし、￡30から￡50までの金額であれば寮監の許可が必要。それ以上の金額を引き出す場合は保護者からの許可が必要となる。お小遣いを受け取る木曜日までに保護者から各寮監長へ必要金額、理由、支払い希望日、保護者名をメールまたはファックスにて送ること。

5）教育的事由により寮監長が独自に金額設定を設けることがある。

6）防犯上、保護者は不必要な多額の現金の引き落とし許可、多額の現金の手渡し、郵送等は控えること。何らかの理由で多額の現金を所有している場合は学校の金庫などで保管することもできる。

**13.　寮設備、施設利用**

1）テニスコート、図書室、パソコンルーム、ラウンジ、軽音楽室、体育館、寮内キッチン、美術室・家庭科室は職員室で鍵を借りて利用することができる。

2）ジムの利用は日曜日から金曜日21時から22時まで、土曜日19時30分から21時まで寮監が付き添う形で許可されている。

3）プールの利用はライフセーバーの資格保持者同伴時のみ許可されている。基本的にプール開放時間は月曜日と木曜日の21時から22時までとしているが、週によっては変更されることもある。

4）寮内の設備を破損してしまった場合は、各自で寮監室の横にある「リクエストフォーム」に必要事項に記入し、寮監へ提出する。

5）寮に取り付けられている設備で誰が破損したかわからない場合は、その階の全員で、あるいは破損部分によっては寮生全員で負担しなければならない。

**14.　各部屋**

1）必ず整理整頓を心がけ、各部屋に取り付けてあるものは丁寧に扱うこと。

2）自室の壁やドアにポスターや写真を張ることを許可する。ただし、テープ類で貼り付けることは禁止とする。

3）寮監の許可なく家具の移動、購入は禁止する。男子寮の2段ベッドは取り外すとバランスを崩す危険性があるため移動させることを禁止する。

4）壁や机等に落書きをすることは禁止とする。

5）寮監又は教員が生徒不在中に部屋に入室することがある。

6）年度始め入室の際、破損している物があればすぐに届け出る事。届け出のある物以外の破損に関しては、生徒個人の責任として補修費用などを負担しなければならない。

**15.　試験前スケジュール**

1）定期考査10日前頃に「試験前スケジュール」を寮に張り出す。寮生はそのスケジュールに従わなければならない。

2）定期考査1週間前からアクティビティーがなくなり、日曜日から木曜日の22時から23時、金曜日、土曜日の22時30分から23時30分の間は自主学習をしなければいけない。自主学習とは自室もしくは教室等で勉強をすることを指す。

3）定期考査前の土曜日、日曜日は9時から12時、16時から18時まで自主学習をし、12時から16時までスラウまで外出可能とする。

4）自主学習時間中きちんと勉強していない者は、消灯後の勉強を認めない。

5）試験一週間前から試験終了までルームチェックは行わない。

**16.　パソコンとインターネット**

1）パソコン室に設置された生徒用のパソコン及び、個人所有パソコンを利用して、インターネット回線を利用することができる。

2）個人所有パソコンは必ず学園に登録し、インターネット用ケーブルか無線LANを利用してインターネットに接続できる。ケーブルは学園の物を使用し、個人の物は使用できない。ケーブル使用希望者はデポジットとして￡5を生徒個人口座より引き落とし、返却の際に生徒個人口座に返金する。ケーブルを紛失した者には返金をしない。

3）有線から無線に変換するルーターは使用しても良いが、3 dongle のような学校を通さずにインターネットを使用できるwifiルーターを使用してはならない。

4）インターネット使用にあたり、インターネット回線利用及び、使用細則の内容を十分理解し、各自が承諾した上で利用誓約書を学園に提出すること。

5）インターネット使用時間は以下の通りとする。

　　通常日程時

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
| 場所・時間帯 | Wi-Fi and Wired21:00～22:30PCルーム16:00～18:00 | Wi-Fi and Wired21:00～22:30PCルーム16:00～18:00 | Wi-Fi and Wired16:00～18:00, 21:00～22:30PCルーム16:00～18:00 | Wi-Fi and Wired21:00～22:30PCルーム16:00～18:00 | Wi-Fi and Wired16:00～18:00, 19:00～23:00PCルーム16:00～18:00 | Wi-Fi and Wired8:00～23:00PCルーム16:00～18:00 | Wi-Fi and Wired8:00～18:00PCルーム16:00～18:00 |

　　試験1週間前 試験期間中

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 週日 | 週末(土・日) |  |  | 週日 | 週末(土・日) |
| 場所・時間帯 | PCルーム16:00～17:00 | PCルーム13:00～16:00 |  | 場所・時間帯 | PCルーム13:30～15:30 | PCルーム13:00～15:30 |
| Wired or Wireless(月～木)21:00～22:00(金)21:00～22:00 | Wired or Wireless・13:00～16:00・21:00～22:00 | Wired orWireless21:00～22:00 | Wired orWireless13:00～16:00 |

**17.　電気製品**

1) イギリスの電圧220から240ボルトに対応できる製品を使用すること。対応していない場合は各自で変圧器を使用すること。

2）PATにより安全が確認されたオーディオ機器、ヘアドライヤー、髭剃り器は自室で使用することができるが、調理機器、冷蔵庫、ヒーター、テレビ、湯沸かし器等は使用できない。調理機器、テレビ、DVDプレーヤーは寮に装備されたものを使用すること。

3）自室での音楽機器の使用は許可されているが、節度ある音量で聴くこと。

4）ゲーム機器の使用は許可されているが、学園生活に支障が見られると教職員が判断した場合は禁止となる。

5）延長コードは必ず学園から借りること。安全上の理由から寮内でたこ足配線を

使用することは禁止とする。

6）使用が禁止された電気製品が発見された場合、学年末まで寮監長が保管する。

7）学習時間、授業中、消灯後等に携帯電話、パソコンを使用した場合はその場で取り上げ、携帯電話は、1回目は4週間没収、2回目は学期中返却しない。パソコンは1回目で学期中返却不可。

8）電源をつけたままベッドに放置することは禁止とする。

**18.　洗濯・掃除**

1）ベッドカバー・シーツ・枕カバー・布団は学校から支給される。毎週金曜日に寮母がカバー一式（ベッドカバー、シーツ、枕カバー）を洗濯するので、金曜日の朝に一式を部屋の外に置くこと。寮母が新しいものを放課後に用意しているので、各自でとりつけること。

2）上記以外の洗濯物は各自で寮に取り付けられている洗濯機、乾燥機で洗濯をすること。

3）清掃員が平日毎日各部屋を掃除する。ただし、整理整頓は必ず各自で行うこと。

4）公共の場には私物を放置しないこと。

5）毎週月曜日、寮監または教員が各部屋のルームチェックを行う。その際点検基準を満たしていない場合は各項目につきひとつ×がつく。放課後ルームチェック表が各寮入口に掲示される。点検項目は以下の通りとする。

* 部屋の鍵がかかっているか
* 電気が消えているか
* 電化製品の電源が切ってあるか
* 机の上、棚が片付いているか
* 引き出し・洋服ダンスの戸が閉まっているか
* 服がきれいに畳んでおいてあるか
* 洗濯物が洗濯かごに入っているか
* ベッド及びベッド周りは整理されているか
* ベッドの2段目の物が整理されて置いてあるか（女子寮は適応外）
* ごみがごみ箱に捨てられているか
* 靴（靴箱）が整理されているか
* 水の出しっ放しはないか
* 紙幣やコインが出しっ放しではないか
* シーツが取り付けられているか
* 使用した器が片付けられているか
* 床がきれいに片付いているか

**19.　寮行事**

1）寮生は寮委員会を中心に寮企画の行事を行うことができる。希望がある場合は寮監長まで起案書を提出し、当日の企画、運営を行う。

2）寮行事で外出する際は教員が原則引率すること。

3）寮行事の費用は生徒負担とする。

4）寮行事の参加は希望制とする。

**20. 電話**

1）自由時間に限り、各寮に設置してある公衆電話が使用できる。消灯後や午後7～9時の学習時間には電話は取り次がないこととする。

2）保護者からの緊急連絡の場合、寮生への連絡は寮監の電話や職員室を通して取り次ぐ。以下を緊急連絡先とする。

 男子寮 　　　 075 0053 1925

 女子寮 　 　 077 4360 1666

 学校職員室 　　01753 663 712

3）ファックスが必要な場合は事務室で送受信できる。以下がファックス番号となる。

イギリス国内から 01753 663 819 イギリス国外から 0044 1753 663 819

**21.　火災時、火の取り扱い**

1）火災警報器が作動した場合及び火災が発生した場合、ただちに寮から避難しなければならない。集合場所はグランド前のFire Assembly Pointとする。

2）寮内での火の取扱いは、火災防止の為一切禁止とする。従っていかなる場合においても寮内でのマッチ・ ライター・ロウソク・線香、花火等の使用を禁止とする。

3）寮内に装備されている消火器には火災時以外決して触れないこと。移動したり誤作動させた場合、罰金の対象になります。

**22.　来校者**

1）寮生の保護者、親戚の訪問は許可されている。来校時には保護者から事前に寮監長に連絡をすること。

2）家族以外の来校者と男女1人ずつで会うときは、ラウンジ、食堂、美術室前で会うこと。家族であれば寮の部屋へあがることができる。

3）男性の来校者は家族であっても女子寮への立ち入りを禁止とする。

**23.　補足**

1）生徒間での物品売買、金品の貸し借りは、その物品がいかなる物であるにせよ、又、その価格がいくらであるにせよ、一切許可しない。

2）球技は指定された地域（スポーツホール・フィールド・テニスコート・教室棟の裏）のみで行う。

3）自転車、バイク、スケートボード、ローラ－ブレード等の乗り物は禁止とする。

4）ペットの飼育禁止。（校内及び自室とも禁止）

5）夏休み、冬休み、春休み期間中は、寮にとどまる事は出来ない。

6）体調不良で学校を欠席する場合は、シックベイにて休養する。

7）非常時用にパニックボタンが寮内に取り付けられている。非常の場合以外、決してパニックボタンには触らないこと。

8）本学園は宗教学校ではないので礼拝等はない。宗教的活動の希望がある場合は保護者から寮監長に申し出ること。

**B.健康管理**

１）体調不良の時、怪我をした時、そして相談事がある時、気軽に保健室を利用して下さい。保健室は職員室の裏側にある細い路地を入り、ドアを開けた右手にあります。

２）体調が悪く、学校を欠席する時には、寮で休むことが出来ません。保健室のシックベイで休養する事になりますので、朝8時40分頃に、保健室まで来てください。

３）保健室には、解熱剤・痛み止め・トローチ・整腸剤などの薬があり、必要に応じて使用をします。ただし、ただ薬を使用するだけではなく、まずは自分自身の体の声を聴き、なぜ怪我をしたのか、なぜ病気になったかを考えることが大切です。

４）自分で持ってきた薬は基本的に保健室で保管します。薬を保健室に提出しておらず、その薬を使用して何らかの問題が起こった場合には、学園で責任を持つことができません。持参薬は必ず保健室に届け出て下さい。

５）定期的に薬の使用が必要な生徒は、養護教諭と相談の上、薬の管理方法を決定します。薬は必ず寮の各部屋に設置されている金庫で保管して下さい。金庫にきちんと薬を保管していない事が発覚した場合には、それ以降、薬の自己管理はできなくなります。また、生徒間での薬のやり取りは、アレルギー等の問題があり、時に命に関わる事もあるため絶対に禁止です。

６）学園には毎週火曜日にスクールカウンセラーが来校し、相談室が開室されます。学園生活や友人関係などの悩みや心配事を一緒に考えてくれる場ですので、気軽に利用して下さい。利用方法などの詳細は、相談室のパンフレットを参照して下さい。

特に寮生活を行う生徒の皆さんは、初めての経験に悲しいことやつらい思いをすることがあるかもしれません。それは決してめずらしいことではありませんが、そんな時は、自分だけで抱え込みすぎず、友人や先輩・教職員・家族、そして相談室など、身近な人に声をかけて下さい。どんな時も、あなたは1人ではありません！

**C.　規則違反に対する懲戒**

寮監長は寮内で起こった各種違反行為に対し懲戒を下す権限がある。また、「生徒の心得」に記載されてある各遵守事項に関しては、教員との相互協力により懲戒する。

**1.　外出禁止懲戒**

1）部屋の整理整頓、学習時間、及び点呼・消灯等において1週間の内に4回以上の警告を受けた場合、その他寮監長が必要と認めた場合、外出禁止を言い渡す。

2）生徒が正当と認められない理由により帰寮時間を守らなかった場合、その他寮監長が必要と認めた場合、外出禁止懲戒を言い渡す。

3）外出禁止期間に寮企画等の学校行事があった場合行事のみ参加を許可し、その以外の外出は禁止とする。また、次の週も外出禁止とする。

4）外出禁止期間と旅行などの学校行事がかぶっていた場合、その外出禁止分を次の週へ繰り越す。

5）繰り越した外出禁止が学期終了時に消化されていない場合は、学校が指定する奉仕活動を行う。

**2.　TESCO外出禁止**

1）部屋の整理整頓、学習時間、及び点呼・消灯等において1週間の内に3回の警告を受けた場合、その他寮監長が必要と認めた場合、金曜日のTESCOバスに乗れないTESCO

　外出禁止を言い渡す。

2）TESCO外出禁止期間と旅行などの学校行事がかぶっていた場合、その外出禁止分を次の週へ繰り越す。

3）繰り越したTESCO外出禁止が学期終了時に消化されていない場合は、学校が指定する奉仕活動を行う。

**3.　その他の懲戒**

上に示したもの以外に懲戒が必要となった場合は、学校の規則に基づき、寮監長は学校長の承認を得て、必要と考えられる懲戒を与える事がある。

**4.　遵守事項の違反について**

飲酒・喫煙、盗み、器物破損、暴力行為、賭博行為、危険物の所持等、学校が指定する遵守事項に違反した場合は、寮監長は速やかに職員と協議して、学校長より懲戒を言い渡す。

**D.　通学生用寮則**

**1.　寮生への電話**

1）寮生への電話は、寮生の自由時間である夕食後19時まで、及び21時から22時30分までとし、それ以外の時間に関しては電話を取り次がない。

男子寮下公衆電話 :01753　663 782

女子寮下公衆電話 :01753　664 254

学校FAX　　　　　　　:01753　663 819

学校職員室 :01753　663 712

**2.　週末登校**

1）週末に通学生が登校する場合は木曜日までに各寮監長へ保護者からメールにて届け出をしなければいけない。

2）学園にいる間は寮の規則に従うこと。また、最終帰宅時間は18時とする。

**3.　18時以降の滞在**

通学生が18時を過ぎても校内にとどまる場合は、寮監長に届け出ること。

**4.　寮での宿泊**

学校行事等で寮での宿泊が必要となる場合は、希望日の３日前までに保護者からの宿泊

依頼を担任に提出し、寮監長の許可を得なければならない。但し宿泊及び食事は有料とする。

**5.　入寮希望**

通学生が何らかの理由で入寮を希望する場合は、担任を通し寮監長に届け出なければならない。その後、校長が正式に許可し、保護者に連絡する。

**6.　寮生の宿泊**

通学生の自宅に寮生を宿泊させたい場合は、希望する週末前の木曜日16時までに、通

学生の保護者より、「宿泊受入届」を担任に提出しなければならない。同時に、寮生の保護者は「宿泊許可願」を寮監に提出し、承認を得なければならない。

**4. 付録**

**1. 各連絡先メールアドレス**

学校 : teikyo.school@teikyofoundation.com

村井 校長　　　　　 　　: junichi.murai@teikyofoundation.com

魚山 教頭　　　　 　 　 : shusuke.uoyama@teikyofoundation.com

**2. 各教職員メールアドレス**

山田先生（一年担任）寮監長　　 ：takeshi.yamada@teikyofoundation.com

清木先生（二年担任）女子寮監長 ：mayuko.kiyoki@teikyoufoundation.com

久保先生（三年担任）　　　　 ：mari.kubo@teikyofoundation.com

関根先生 : akiko.sekine@teikyofoundation.com

谷地舘先生 : wakako.yachidate@teikyofoundation.com

Richard Ingram先生 　　　 ：richard.ingram@teikyofoundation.com

末弘先生（サッカーコース）男子寮監長：kenta.suehiro@teikyofoundation.com

栗木先生　養護教諭 　　　 ：rueko.kuriki@teikyofoundation.com